

平成 30 年台風第 21 号等及び北海道胆振東部地震により影響を受けている 下請事業者との取引に関する配慮について

全ト協 平成 30 年 10 月 5 日

<http://www.meti.go.jp/press/2018/10/20181001007/20181001007.html>

経済産業省では、**台風第 19 号から第 21 号**及び北海道胆振東部地震の影響を理由とした取引解消を行わないなど、下請中小企業への配慮について、関係団体を通じ親事業者に要請しましたので、お知らせします。

なお、災害発生時における、取引上の問題に対する、独占禁止法及び下請法に関する Q & A について別紙をご参照下さい。

【内容】

平成 30 年台風 19 号、20 号及び 21 号、北海道胆振東部地震の発生に伴い、操業停止、交通インフラや建物・設備の損害が確認される等、取引上の影響は、全国の親事業者、下請事業者に広がる可能性がある。



経営基盤の弱い中小企業者・小規模事業者に対する影響を最小限とするため、経済産業大臣名で、業界団体代表者（781 団体）に、不当な取引条件の押しつけがないよう、親事業者の必要な配慮等について要請

○要請内容

台風 21 号等及び北海道胆振東部地震

- (1) 親事業者においては、今回の台風・地震の発生を理由として、下請事業者に一方的に負担を押しつけることがないよう、十分に留意すること
- (2) 親事業者においては、今回の台風・地震によって影響を受けた下請事業者が、事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮すること